松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)の概要

■ 条例名

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

■ 改正の経緯

市が放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を実施するにあたっては、国が定める基準(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)を参酌し、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされています。

今般、参酌するとされている国の基準が改正（令和９年４月１日施行）されることから、この施行にあわせて、本市の条例を改正し、所要の規定の整備を図るものです。

■ 改正の具体的な内容

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととされており、放課後児童支援員は、下に掲げる資格（以下「基礎資格」という。）に該当する者であって、都道府県知事等が行う研修を修了したものでなければならないこととされています。

今般、これまでの基礎資格に、次の２つを加え、基礎資格の拡充を図ることとしました。

※いずれも国の基準の一部改正と同じ改正です。

≪拡充する基礎資格（一部表現を簡略化しています。）≫

① こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
② 次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ・ 大学を卒業した者 ・ 大学にて優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ・ 大学院を卒業した者 ・ 外国の大学を卒業した者

≪これまでの基礎資格（一部表現を簡略化しています。）≫

① 保育士の資格を有する者
② 社会福祉士の資格を有する者
③ 高等学校卒業者等であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの
④ 教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する者
⑤ 大学にて、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者
⑥ 大学にて、社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を修得し、大学院への入学が認められた者
⑦ 大学院にて、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者
⑧ 外国の大学にて、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者
⑨ 高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
⑩ ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの